

問 健診受診券・ドックの申請について 本 保険年金課 TEL 23-7318、TEL 23-5557
 問 総合・地区健診について 石岡保健センター TEL 24-1386・八郷保健センター TEL 43-6655

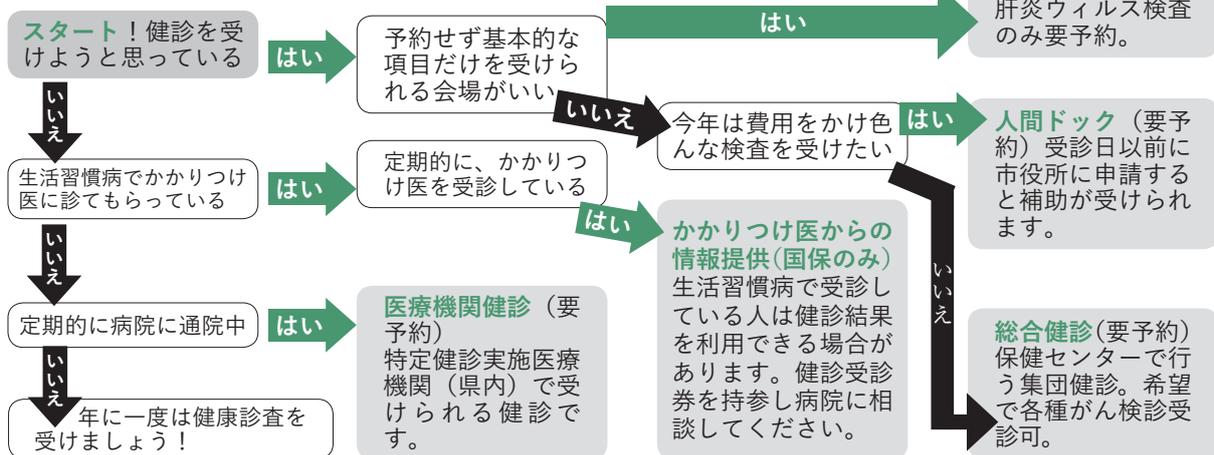
国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者に受診料助成。健診受診券は4月下旬に発送予定。

健康診査 (70歳以上無料)・人間ドック受診のご案内

助成期間は5月1日(金)～令和3年1月31日(日)まで

あなたに合った健診を、フローチャートでみつけよう！

国保と後期高齢者医療制度の加入者は、保健センターで行う総合健診や各地区公民館などで行う地区健診、医療機関健診、人間ドックのいずれか1つを受診した時に助成があります。



人間ドック・脳ドック助成 (30歳から受けられます)

▶ 医療機関に予約後、①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証②予約票③特定健康診査受診券または健康診査受診券④認め印を市役所に持参してください。

4月以降、職場などで健康診査を受診した人はご連絡ください。
 (種別①日帰り人間ドック②1泊人間ドック③脳ドック(健診あり)④脳ドック(健診なし))

医療機関	種別	自己負担額	医療機関	種別	自己負担額
石岡市医師会病院 TEL 23-4113	①	19,870円	筑波記念病院 TEL 029-864-3588 ※後期高齢者は①のみ	①	20,700円
石岡第一病院 TEL 22-5151	①	24,000円		②	44,900円
山王台病院 TEL 26-3130	①	21,250円		③	35,500円
	②	48,750円		④	31,000円
土浦協同病院 TEL 029-846-3731	④	14,280円	霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター TEL 029-887-4563	①	21,800円
	①	21,800円		②	44,900円
	③	44,300円		③	30,000円
筑波メディカルセンター TEL 029-856-3500	④	14,500円	東関東クリニック TEL 029-221-1200	①	21,800円
	①	24,220円	いばらき健康管理センター TEL 029-243-6220	①	21,800円
	②	48,420円		③	19,000円
茨城県メディカルセンター ※30~39歳は21,800円 TEL 029-243-1111	③	30,000円	水戸中央病院 TEL 029-309-8521	④	20,000円
	①	22,020円		①	21,800円
石岡循環器科脳神経外科病院 TEL 58-5211	④	13,400円	水戸済生会総合病院(国保のみ) TEL 029-254-9044	③	35,500円
	①	19,600円		①	21,800円
	③	26,700円		③	74,000円
神立病院 TEL 029-896-6123	④	20,000円	筑波大学附属病院 TEL 029-853-4205	①	35,000円
	①	19,600円		③	74,000円
牛久愛和総合病院 TEL 029-873-4334	②	49,850円	日立製作所 土浦診療健診センター TEL 029-831-5838	①	20,700円
	③	24,500円		①	24,000円
			茨城県立中央病院 TEL 0296-77-1093	③	40,670円

国民健康保険

☎ 保険年金課

TEL 23-5557 (国民健康保険について)

TEL 23-7318 (後期高齢者医療保険について)

令和2年4月1日から

軽減対象世帯が拡大され、課税限度額が引き上げられます

▶法律などの改正に伴い、下記のとおり減額措置に係る軽減判定所得の基準額が変更になり、また、課税限度額も引き上げになりました。

軽減措置を受けるための申請は不要ですが、家族全員が前年所得の申告をしていること、または扶養に取られていることが条件です。

●低所得者の軽減対象の基準額の変更点

軽減対象世帯	変更前	変更後
5割軽減世帯	33万円 + 28万円 × 被保険者数	33万円 + 28万5千円 × 被保険者数
2割軽減世帯	33万円 + 51万円 × 被保険者数	33万円 + 52万円 × 被保険者数

たとえば、夫婦2人が国民健康保険加入者の場合

5割軽減判定所得 33万円 + 28.5万円 × 2人 = 90万円

2割軽減判定所得 33万円 + 52万円 × 2人 = 137万円

夫婦2人の合計所得が90万円以下なら5割軽減、137万円以下なら2割軽減が受けられます！

●課税限度額の変更点

課税区分	変更前	変更後
基礎課税分 (医療分)	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税分	19万円	19万円 (変更なし)
介護納付金課税分	16万円	17万円
合計	96万円	99万円 (3万円増)

後期高齢者医療保険

令和2・3年度の保険料率と 令和2年度の保険料軽減措置が決定しました

●令和2・3年度の保険料率

	平成30年度・令和元年度	令和2・3年度
均等割額	39,500円	46,000円 (6,500円増)
所得割率	8%	8.5% (0.5%増)
賦課限度額	62万円	64万円 (2万円増)

保険料の計算方法

均等割 46,000円 + 所得割 (総所得 - 33万円) × 8.5%

※加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった人は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。詳しくはお問い合わせください。

●保険料 (均等割額) の軽減

世帯 (被保険者と世帯主) の総所得金額等が次の場合	均等割額軽減割合
33万円以下で7割軽減に該当しない世帯	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下 (その他各種所得なし) の世帯	7割
33万円 + 「28.5万円 × 被保険者数」以下の世帯	5割
33万円 + 「52万円 × 被保険者数」以下の世帯	2割